

インターネットからでも募金できます！

募金はこちらから！



インターネット募金専用ページ

三重県に寄付ができる専用ページを設けています。右のQRコードを読み取っていただくと、専用ページにつながり、募金先を県内29市町から指定することができます。

募金支払方法

クレジットカード、PayPay、コンビニ決済、ペイジー（インターネットバンキング、ATM）、携帯決済、口座振替に対応しています。

共同募金のあれこれ

Q1 共同募金は何のためにあるの？

共同募金は、当初は戦後の福祉施設を中心に資金支援する活動としての機能を果たしてきました。その後も民間の社会福祉事業の推進のために活用されてきました。現在では、さまざまな地域福祉の課題解決に取り組む、民間団体を支援するしくみとして、住民主体の運動を進めています。

Q2 共同募金は何に使われているの？

共同募金の80%は、募金をいただいた各市町で使われています。残りの20%は、市町を超えた広域的な活動のために、三重県内で使われています。また、募金の一部は災害等準備金として、災害時に設置される災害ボランティアセンターへの支援に使われています。

Q3 共同募金は強制ですか？

強制ではなく任意の募金です。ただし、「どれくらい協力したらいいですか？」というご質問をいただくことがありますので、目安額をお示ししている地域もあります。あくまで目安ですので、ご協力いただける範囲でお願いします。

共同募金への寄付は、税制上の優遇措置を受けることができます

詳しくはこちら！



個人として寄付をいただく場合

確定申告をすることによって、所得税（国税）の寄付金控除対象となる上、さらに個人住民税（地方税）の寄付金控除対象となる場合もあります。

◆**所得税(国税の控除)** ▶▶▶▶▶▶▶▶ **税額控除方式、所得控除方式**のどちらかを寄付者が選択できます。

◆**個人住民税(地方税)の控除** ▶▶▶▶▶▶▶▶ 地方税である個人住民税は、国税である所得税の場合とは異なり、寄付先の共同募金会が所在する都道府県内に住所があることが必要となります。

法人として寄付をいただく場合

法人税法上の指定寄付金に位置付けられています。特定公益増進法人である社会福祉法人に直接寄付する場合に比べ格段の優遇措置が設けられており、寄付金は全額損金算入することができます。

支える人も支える募金



赤い羽根共同募金



いつも赤い羽根共同募金にご協力いただきありがとうございます。

皆様からお寄せいただいた募金は、県内の地域福祉のために役立てられています。誰もが住み慣れたまちで安心して暮らすことができる地域社会づくりのため、皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

社会福祉法人 三重県共同募金会

共同募金の運動期間

令和7年10月1日～令和8年3月31日



令和7年度 三重の赤い羽根共同募金バッジデザイン

三重の赤い羽根賞 三重県立飯野高等学校 2年生 **こやぐち しゅしゅ 小屋口 朱々 さん**

お問合せ先

社会福祉法人 三重県共同募金会（またはお近くの市町共同募金委員会）
〒514-0003 三重県津市桜橋2丁目131 三重県社会福祉会館 2F
TEL 059-226-2605 FAX 059-221-0044
✉ miekyoubo@miewel.or.jp

三重県共同募金会 検索

赤い羽根共同募金は、「あなたの町」で役立てられています。

一般募金 (令和6年度実施事業)

社会福祉協議会 30団体

県内の各社会福祉協議会において、様々な地域福祉活動を行いました。

社会福祉法人 松阪市社会福祉協議会 (みんなの居場所づくり 松阪地区)

参加型支援における場づくり等を目的とした多目的交流室を活用した交流事業を実施しています。ひきこもりがちな方等を対象に、運営・補助を通じた社会参加支援として、誰でも気軽に立ち寄れる居場所「ふらっとカフェ」を開催しました。地域のボランティアの方にもサポーターとして参加していただき、また、イベント開催当日には地域の方を講師としてお迎えし、料理やレクリエーションを通して交流を図りました。



社会福祉法人 鈴鹿市社会福祉協議会 (こどもの居場所づくり事業)

課題を抱えている子どもが社会的に孤立することを防ぐため、学習支援及び居場所づくりの支援を行う事業を実施しています。また、子ども食堂等のバックアップも行っています。今年度は子ども食堂事業を行う4団体に助成をし、活用していただきました。参加者からは「いつも1人で子どもを見ているが、こういった場ではみんな子どもを見ることができて、安心することができます」といったお声をいただきました。



社会福祉法人 東員町社会福祉協議会 (地域で子育て応援事業)

地域を拠点に子育ての当事者と地域住民が多様な活動を通じて子育てを楽しむ、仲間づくりを図るとともに、住民各層が地域で子育てを支援する事業を実施しています。子育て応援イベント「のびのび遊び場 2歩目」をヴィアティン三重様と協働で開催しました。イベントでは親子がヴィアティン三重の応援グッズを作り、その応援グッズを持って、試合を観戦しました。楽しくて活気のあるとても良いイベントとなりました。



社会福祉法人 紀北町社会福祉協議会 (ふれあいサロン事業)

町内の各地域において、ボランティアの方のご協力により、独り暮らしの高齢者を地元の公民館に招いて、高齢者同士の仲間づくり、生きがいづくり等を推進する「ふれあいサロン事業」を実施しています。町の集会所に町内の高齢者の方が集まり、ゲーム・体操・食事等で交流を図っていただきました。「普段は家にこもりがちになっているが、みんなで集まってゲームや体操をするのが楽しい」という声等があり、大変喜ばれていました。



団体 8団体

三重県内で福祉活動や事業を行いました。

三重県重症ケア家族会 S M I L E (ピアサポート交流会)

医療的ケア児者・重症心身障がい者等、障がいのある子どもの保護者を対象に、先輩当事者である当会会員がピアスタッフとなり、経験を共有し、気持ちを分かち合う交流会を開催しました。我が子が重い障がいを負ったという現実を前に戸惑いや不安等を感じ、そういった思いを誰にも話せず、孤立してしまいがちな人たちの気持ちに寄り添い、未来への明るい希望を持つことができるようにサポートすることができました。



特定非営利活動法人 快生教学会 (認知症への正しい理解のための啓発運動)

一般社団法人 はるそら代表の多田 美佳 氏をお招きし、「本人、家族、そして仲間たちが一緒に考えた『伴走支援』」をテーマとした講演会を開催しました。より多くの人たちに認知症の理解を深めていただく機会を提供することができました。今後も認知症の人とその家族が、どこで暮らし、どんな状態でも、尊厳と希望を持って自分らしく暮らせる地域づくりと当事者に寄り添った伴走支援することを目指していきます。



地域歳末たすけあい募金 (令和6年度実施事業)

13市町

各市町において年末・年始の福祉活動を行いました。

社会福祉法人 度会町社会福祉協議会 (歳末おせち料理配食事業)

一人暮らしの高齢者を対象におせち料理を配食する事業を実施しています。配達は民生委員の方にご協力いただいています。おせち料理を受け取った方から「民生委員の方に届けてもらったおせちはより美味しく感じ、元気をもらえます」等のお声をいただきました。



社会福祉法人 名張市社会福祉協議会 (地域見守り事業)

地域で孤立・孤独を防ぐため、見守りが必要な高齢者及び障がい者等を対象に配食・会食事業を実施しています。サロン名「よってだ〜こ2号店」では、おしゃべりやゲーム等を行い、笑顔で溢れるクリスマス会を実施しました。参加者からは「ここでみんなと集まることが何よりの長生きの秘訣です」とお声をいただきました。



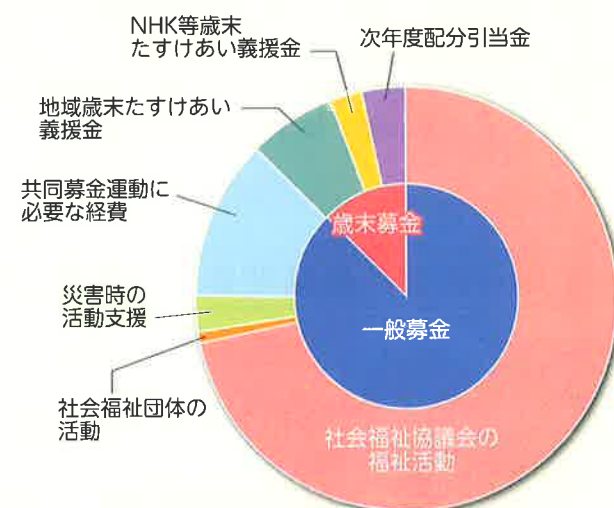
令和6年度募金配分状況のご報告

募金実績額 296,427,479円

◎ 配分(助成)額 315,433,105円

※災害等準備金取崩金・過年度配分戻入金含む

- 社会福祉協議会の福祉活動に 226,801,583円
- 社会福祉団体の活動に 2,559,000円
- 災害時の活動支援に 8,800,000円
- 共同募金運動に必要な経費に 38,310,122円
- 地域歳末たすけあい義援金に 20,717,523円
- NHK等歳末たすけあい義援金に 7,800,000円
- 次年度配分引当金 (NHK等歳末たすけあい義援金) に 10,444,877円



一般募金実績計 257,654,957円

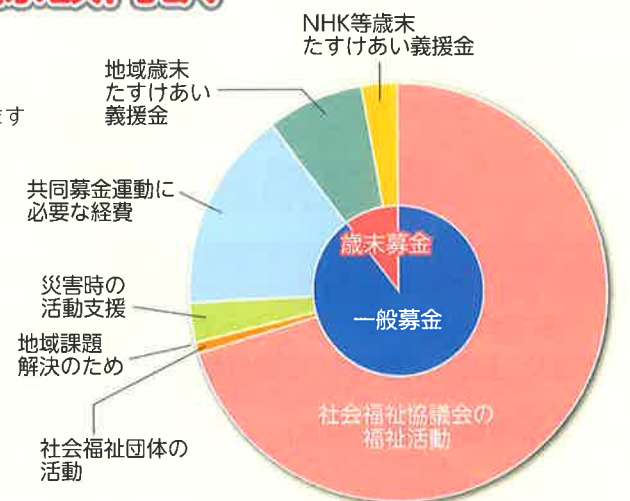
- 戸別募金 75.23%
- 街頭募金 1.56%
- 法人募金 12.72%
- 学校募金 1.00%
- 職域募金 4.32%
- イベント募金 0.96%
- 個人募金 5.72%
- その他 1.49%

令和7年度目標額内訳

令和7年度の目標額 284,400,000円

※令和7年度の歳末事業と令和8年度に実施される事業の助成に充当します

- 社会福祉協議会の福祉活動に 200,218,183円
- 社会福祉団体の活動に 2,166,000円
- 地域課題解決のために 300,000円
- 災害時の活動支援に 8,300,000円
- 共同募金運動に必要な経費に 44,670,000円
- 地域歳末たすけあい義援金に 20,888,000円
- NHK等歳末たすけあい義援金に 7,857,817円



災害復旧支援に災害等準備金を拠出

災害時に災害等準備金を拠出して、被災地の災害ボランティアセンターの活動費に充てられます。
※募金実績額の3%を上限に災害時の活動支援金として積立しています。

過去の災害等準備金の拠出状況(過去5年間)

- 令和5年度 能登半島地震(石川県)
- 令和2年度 7月豪雨災害(熊本県)

